

推薦に向け意見交換

国際専門家2人を招き視察と会合



中尊寺の山田俊和貫首から説明を受けるハーブ・ストーベル准教授（右から2人目）と呂舟教授（右）＝中尊寺

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録に向けた推薦書作成に係る国際専門家との打ち合わせが2月21～23日の日程で行われました。訪れた専門家はカナダ・カールトン大のハーブ・ストーベル准教授（建築学）と中国・清華大の呂舟教授（建築史）の2人。構成資産を現地視察したほか、推薦書作成委員や文化庁、県教委、関係市町の担当者らと推薦書の主題設定などについて意見を交換しました。

今回の打ち合わせは文化庁の招聘事業。現地視察を踏まえて主題設定、顕著な普遍的価値の証明、評価基準の適用など資産を価値付ける上で重要な部分について、同行らと国際専門家が意見を交換しました。

の主題設定については、イコモスやユネスコ世界遺産委員会に対して価値を分かりやすく伝えるため、「政治・行政上の拠点」と「浄土世界」という2つの側面を統一し、説得力のあるものにまとめることが必要としました。

の顕著な普遍的価値の証明については、仏教思想に着目した説明、日本的な仏教の特質

と、これを受けて形成された浄土世界「平泉」の価値の証明、建築・庭園・都市造営の観点による価値の証明が必要との指摘を受けました。

の世界遺産に登録されるための評価基準の適用については、平泉の庭園と建築物は顕著な普遍的価値を持つ可能性があり、特に庭園は「人間の創造的傑作」（評価基準）の適用が可能。創造性が発揮される基礎となった社会的な背景も重要とした上で、「文化の交流」の観点から建築・庭園について比較研究を進めるとともに、都市造営については「平泉」が都市史上の転換点として果たした役割

と、次世代に及ぼした影響について調査研究することが不可欠。「平和希求」「万物共生」「自然との融合」の観点から「平泉」の文化的伝統を定義し、その物証を示すことが必要。芸能や儀礼など、無形の側面は「平泉」の文化的伝統を継承するものとして重要。建築・庭園・都市造営との比較研究を行い、特に顕著な類型であることを証明することが必要。「平泉」で形成された浄土概念の顕著な普遍的意義を明らかにすることが必要との助言がありました。

国際専門家との打ち合わせの内容は、3月13日に開催される第4回推薦書作成委員会に報告されます。同委員会では主題や価値付けの方向性を明らかにし、構成資産のあり方について今後議論を深めていきます。

◎文化庁コメント

（打ち合わせ後の記者会見）
2月23日、一関市内ホテル）
「今回の打ち合わせで方向性を見いだせるアドバイスが得られた。国際専門家に賛同を得る万全の形で再推薦を行うことができるよう、引き続き岩手県、関係市町と連携を図りながら努力していきたい」

新しい景観条例ができました

景観条例の内容・その2「規制内容と手続き」

昨年12月に開かれた町議会定例会で「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の4月1日施行が議決されました。名称は現在施行されている景観条例と同じですが、異なる部分もたくさんあります。このコーナーでは2月号に引き続き、4月号まで3回にわたって条例の内容を分かりやすく説明します。◎問い合わせ先…建設水道課 ☎46-5569

規制内容と手続き

規制全体としては、ほぼ従前の条例通りであり、基本的には和風建築を推奨し、安らぎのある景観形成を目指しています。

建築物・工作物・自動販売機・木竹の伐採・屋外における物の集積または貯蔵・土地の区画形質の変更などについて、ある一定の基準を超えるものは、行為着手30日前までに届け出を行い、受理されていなければその行為を行うことはできません。

また景観地区と準景観地区では、行為の内容によっては、平泉町長の認定を受けなければならないものも

ありますのでご注意ください。

さらに両地区では、申請を行わない、虚偽の申請をした、認定を受けずに工事をした、再三の是正命令を無視した方は、罰則の対象となります。

新条例の施行に伴い、事務の円滑化とトラブル防止の観点から、事前相談を励行しています。

景観条例について詳しく知りたい方、ご質問がある方、4月以降に対象となりそうな行為を予定されている方は、建設水道課までご連絡ください。

建築物の規制内容(抜粋)

項目	歴史景観地区	風土景観地区	一般景観地区
建築物の規制内容	【高さ】 ▷最高の高さは10m。	【高さ】 ▷最高の高さは13m。	【高さ】 ▷最高の高さは15m。
	【形態意匠 - 屋根】 ▷屋根の勾配は、3 / 10～5 / 10とする。 ▷屋根の材料は、和がわら・金属板・スレートとする。 ▷屋根の形状は、入り母屋・切り妻・寄せ棟とする。 ▷軒（軒の出は壁面より75cm以上とすること）・けらばを出すこととする。 ▷総二階の場合などは、ひさしなどを設けることとする。	【形態意匠 - 屋根】 ▷屋根の色彩（ひさしなどを含む）は、歴史景観地区に準ずる。 ただし、和がわら・かやぶきなどの材料によって仕上げられる部分はその限りではない。	【形態意匠 - 屋根】 ▷屋根の色彩（ひさしなどを含む）は、歴史景観地区に準ずる。 ただし、和がわら・かやぶきなどの材料によって仕上げられる部分はその限りではない。
	【敷地の緑化】 ▷植栽は、接道部を中心として敷地内における空地面積の20%以上とする。	【敷地の緑化】 ▷植栽は、接道部を中心として敷地内における空地面積の10%以上とする。	【敷地の緑化】 ▷植栽は、接道部を中心として敷地内における空地面積の10%以上とする。
【位置】 ▷壁面位置は、前面道路から1m以上後退し、植栽による緑化を行うこととする。 ただし、景観地区と準景観地区以外でやむを得ない場合は、接道部分を重点的に緑化する。			